

第五次郡山市子ども読書活動推進計画



一人ひとりの夢を応援し、まちの進化につながる図書館 | 郡山市図書館

郡山市教育委員会

目 次

第1章 第五次郡山市子ども読書活動推進計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画期間と対象	2
第2章 第四次計画の成果	3
1 第四次計画期間における取組について	3
2 主な取組例・成果	3
(1) 基本方針1 子どもの読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実	3
(2) 基本方針2 家庭・地域・学校における連携の推進	4
(3) 基本方針3 子どもの読書活動を支える人材の育成と啓発	4
3 第四次計画期間における課題	5
(1) 社会情勢の変化	5
(2) 子どもの読書活動の現状	6
(3) アンケート調査結果1 「第五次郡山市子ども読書活動推進計画の策定に係るアンケート」(中央図書館) ー前回策定時（R1）との比較ー	7
(4) アンケート調査結果2 「2025年度まちづくりネットモニター「子どもの読書について」」(広聴広報課) ー前回策定時（R1）との比較ー	10
4 第五次計画への方向性	11
第3章 第五次計画の内容	12
1 基本理念	12
2 基本方針	12
3 読書活動推進に係る体制図	13
4 具体的な方針の体系	14
(1) 子どもの読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実	17
(2) 図書館・地域・学校における連携の推進	22
(3) 子どもの読書活動を支える人材の育成と啓発	25
資料	29
第五次郡山市子ども読書活動推進計画策定に関するアンケート調査	29
子どもの読書活動の推進に関する法律	32
視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）	34
郡山市子ども読書活動推進計画策定のためのワーキンググループ開催要綱	38
第五次郡山市子ども読書活動推進計画検討経過	39

第1章 第五次郡山市子ども読書活動推進計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

国においては、子どもの読書活動を推進するため、平成13（2001）年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」（以下、「法律」という。）を制定しました。この法律は、子どもの読書活動に関し、施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって子どもの健やかな成長に資することを目的に、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を示しています。併せて、国が「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定・公表すること、地方公共団体が「子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画」を策定・公表すること、4月23日を「子ども読書の日」とすること等を定めたものであります。

この法律に基づき、国は、平成14（2002）年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第一次）」を、平成20（2008）年3月に第二次、平成25（2013）年5月に第三次、平成30（2018）年3月に第四次基本計画を策定し、令和5（2023）年3月には、第四次基本計画期間における成果や課題、諸情勢の変化等を検証し、今後おおむね5年間にわたる施策の基本方針と具体的な方策を明らかにした第五次基本計画を策定しました。

本市においても、国の法律を受け、平成17（2005）年3月に「郡山市子ども読書活動推進計画」（以下「第一次計画」という。）を策定しました。

以後、第二次、第三次計画を経て、令和2（2020）年3月には社会情勢や子どもの読書活動を取り巻く状況の変化等を踏まえ、第四次計画を策定し、子どもの読書活動を推進するため、様々な取組を行ってきました。

このような読書活動を取り巻く状況の変化を踏まえ、第四次計画における成果と課題等を検証するとともに、引き続き家庭、地域、学校が協力し合って積極的に子どもの読書活動を行えるよう環境を整備し、総合的な施策の推進を図ることを目的としています。

2 計画の位置づけ

本計画は、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」、「福島県子ども読書活動推進計画」を参照し、「郡山市まちづくり基本指針（あすまちこおりやま）※1」及び「郡山市教育振興基本計画※2」を上位計画とし、「郡山市こども・若者計画※3」「郡山市障がい者福祉プラン※4」と連携し、本市の今後の子どもの読書活動の推進を図るために必要な取組を明らかにするものです。

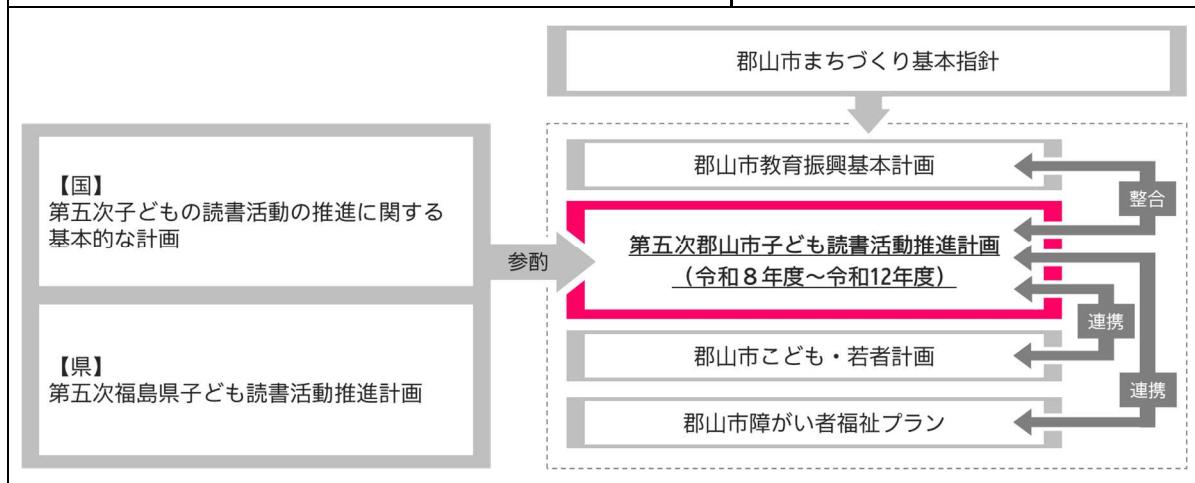
※1 郡山市まちづくり基本指針（あすまちこおりやま）：市の総合的な指針であり、令和7年度で計画期間が終了し、令和8年度から令和12年度までの「拡大版あすまちこおりやま」に移行予定である。

※2 郡山市教育振興基本計画：郡山市まちづくり基本指針（あすまちこおりやま）を上位計画とし、本市教育行政が進むべき方向性とその実現のために必要な施策を明らかにしたもの。

※3 郡山市こども・若者計画：市のこども政策を総合的に推進するため、必要な施策を明らかにしたもの。

※4 郡山市障がい者福祉プラン：市の障がい者福祉施策を総合的に推進するため、必要な施策を明らかにしたものです。

第五次郡山市子ども読書活動推進計画の位置づけ



3 計画期間と対象

本計画の計画期間は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。対象は子ども（おおむね18歳以下の者をいう）とします。

国・県・市の計画期間												
年度	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	
	令和2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
国	第四次計画		第五次子どもの読書活動の推進に関する 基本的な計画									
県	第四次福島県子ども読書活動推進計画				第五次福島県子ども読書活動推進計画							
市	郡山市まちづくり基本指針						拡大版あすまちこおりやま					
	第3期郡山市教育振興基本計画				第4期郡山市教育振興基本計画							
	第四次郡山市子ども読書活動推進計画						第五次郡山市子ども読書活動推進計画					
	第2期郡山市ニコニコ 子ども・子育てプラン				郡山市こども・若者計画							
	第4期郡 山市障 がい者 福祉 プラン	第5期郡山市障がい者 福祉プラン	第6期郡山市障がい者 福祉プラン									

第2章 第四次計画の成果

1 第四次計画期間における取組について

第四次計画では、子どもの読書活動における計画推進のための基本方針を、次のとおり設定しました。

第四次計画の基本方針

- 1 子どもの読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実
- 2 家庭・地域・学校における連携の推進
- 3 子どもの読書活動を支える人材の育成と啓発

この三つの基本方針の実現に向けて、子どもを取り巻くそれぞれの立場で実施する各事業を計画し、取り組みを行いました。

具体的には、家庭・地域・学校等の3つの推進基盤を設け、さらにそれぞれ実施主体ごとに取り組むべき事業を掲げました。

2 主な取組例・成果

(1) 基本方針1 子どもの読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実

①公立図書館における取組例

- ・読書への関心を育てるためおはなし会を開催した。
- ・年間を通してテーマ別図書の展示を開催した。

②子どもや保護者が集う施設における取組例

- ・こども総合支援センターにおいて、乳幼児とその親を対象とした読書相談や絵本の読み聞かせを実施した。

③幼稚園・保育所における取組例

- ・教育・保育において絵本・紙芝居を積極的に活用した。

④学校における取組例

- ・朝の読書活動の推進を図った。
- ・学校図書館の授業での活用を図った。

指標進捗

項目	当初値 (令和元年度)	現況値	目標値 (令和7年度)	達成率	説明
家庭での読み聞かせの実施率	小:75.0%	小・中:86.4% (令和7年度)	80.0%	108%	おはなし会の参加者増に伴い、普及率が上昇した。
おはなし会を定期的に開催する公立図書館の数	13館	13館 (令和6年度)	13館	100%	どこでも参加できるよう公立図書館全館で定期的に開催している。

(2) 基本方針2 家庭・地域・学校における連携の推進

①公立図書館における取組例

- ・学校等との連携で、施設見学及び職場体験を実施した。
- ・幼稚園、保育所、学校、子育てサークル等への団体貸出を推進した。

②子どもや保護者が集う施設等における取組例

- ・積極的な広報活動により公民館図書室の利用を促進した。
- ・子ども総合支援センターにおいて、読書活動ボランティアによるおはなし会を開催した。

③幼稚園・保育所における取組例

- ・公立図書館の便りやポスターの掲示・配布を行なった。

④学校における取組例

- ・調べ学習など授業の中で公立図書館の活用を図った。
- ・児童生徒や保護者の、学校図書館の見学会を開催した。

指標進捗					
項目	当初値 (令和元年度)	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和7年度)	達成率	説明
公立図書館を団体で利用する幼稚園、保育所等の数	28 団体	26 団体	30 団体	87%	コロナの影響等により登録数は微減となった。継続的に促進を図る。
公立図書館を団体利用する小・中学校の割合	小 96.0% 中 84.6%	小 98.0% 中 85.1%	小 100% 中 100%	92%	登録数は微増であった。継続的な利用促進を図る。

(3) 基本方針3 子どもの読書活動を支える人材の育成と啓発

①公立図書館における取組例

- ・読み聞かせボランティア養成講座（初級・中級）を開催した。
- ・学校司書対象の講座を開催した。

②子どもや保護者が集う施設における取組例

- ・公民館において、保護者等対象の読書活動推進講座を開催した。

③学校における取組例

- ・おはなしボランティアによる読み聞かせを実施した。
- ・学校司書等が読書活動推進研修等に積極的に参加した。

指標進捗					
項目	当初値 (令和元年度)	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和7年度)	達成率	説明
読み聞かせボランティアの登録人数	93人	87人	90人	97%	コロナで減少した人数が回復しつつある。今後も育成と啓発に努める。
本の選び方講座の開催箇所数	20か所	2か所	25か所	8%	コロナ後の環境変化の影響が大きい。事業内容の見直しが必要である。

3 第四次計画期間における課題

(1) 社会情勢の変化

①視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）の制定

令和元年6月に成立した同法では、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、点字図書や音声読み上げに対応した電子書籍の導入といった読書環境の整備を、国や地方公共団体が果たすべき責務と定めています。

②国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第五次計画）、および県の第五次「福島県子ども読書活動推進計画」の策定

国の第五次計画においては、「不読率の低減」「多様な子どもたちの読書機会の確保」「デジタル社会に対応した読書環境の整備」「子どもの視点に立った読書活動の推進」などを基本の方針としています。

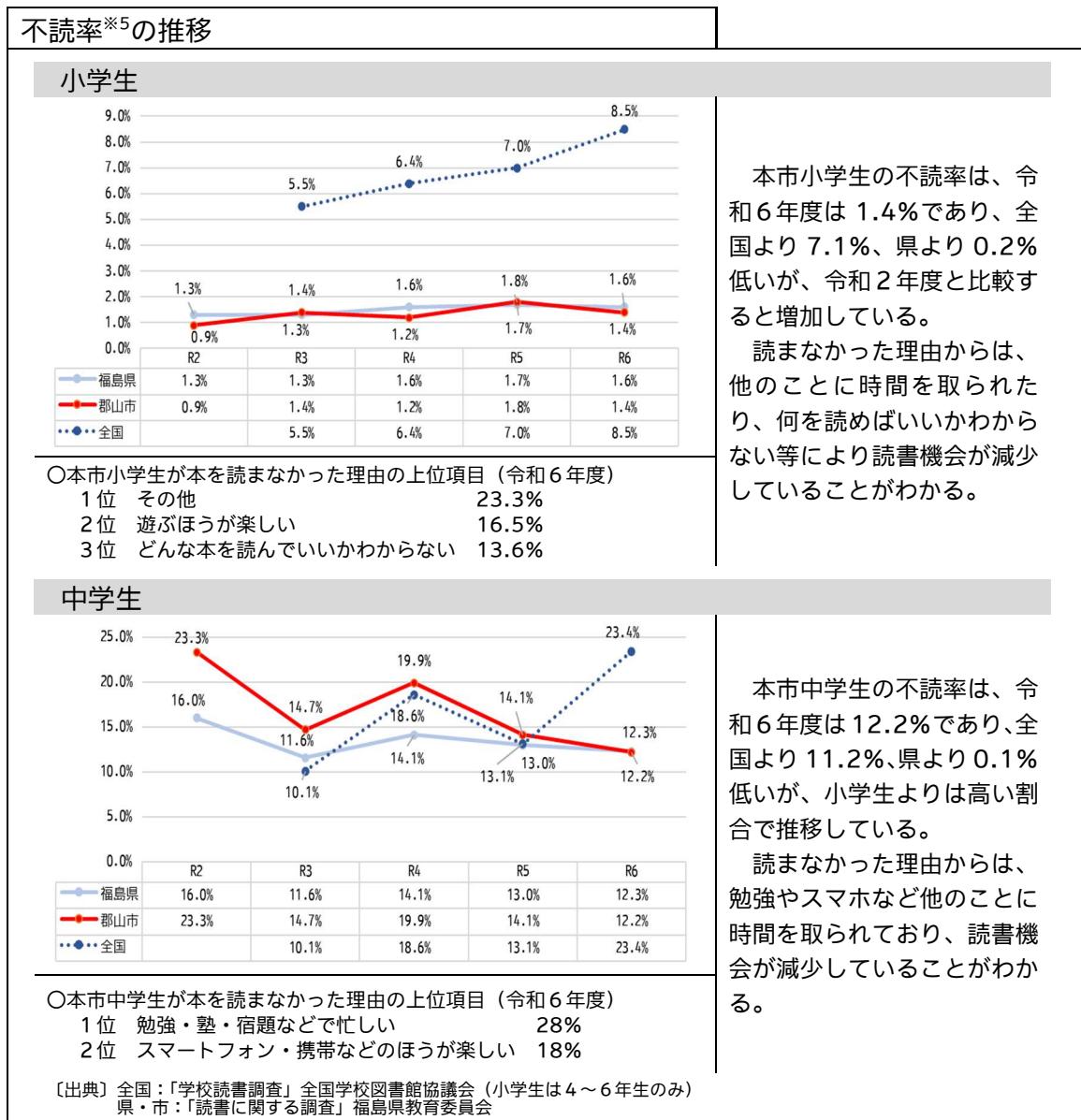
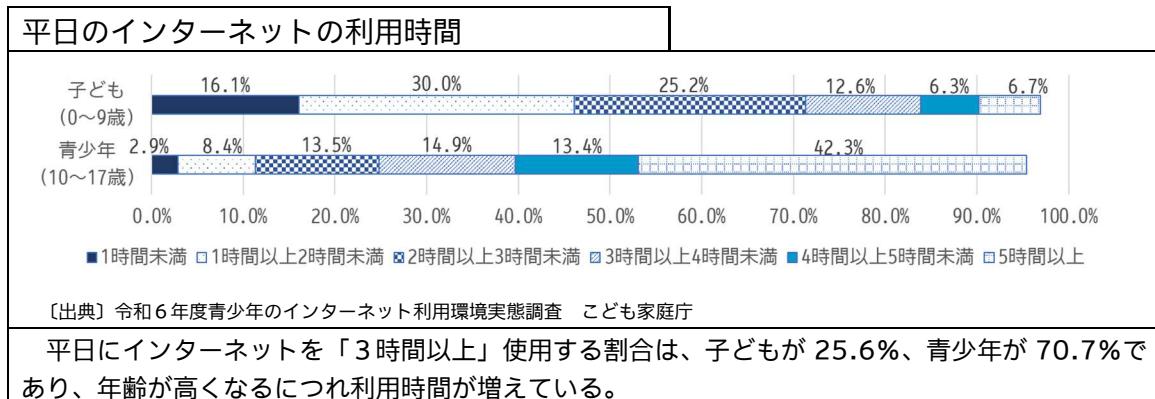
③ICTを活用した読書環境の拡大

学校のICT環境の整備や、情報関連機器の普及等により、電子機器による読書も浸透してきており、新型コロナウイルスの感染拡大時には、非常時等においても子どもの読書活動が保証される環境整備の重要性が認識されました。一方で、スマートフォンやインターネット、ゲーム等に接する機会が多くなり、生活環境が多様化する中で、子どもの読書活動にも大きな影響を与えることが考えられます。

④こども基本法の制定

全ての子どもが、将来にわたって幸福に成長できる社会の実現をめざし、こども政策を社会全体で総合的かつ強力に推進することを目的とし、子どもの意見表明権などについて定められました。

(2) 子どもの読書活動の現状



※5 1ヶ月の読書冊数が0冊と回答した人の割合

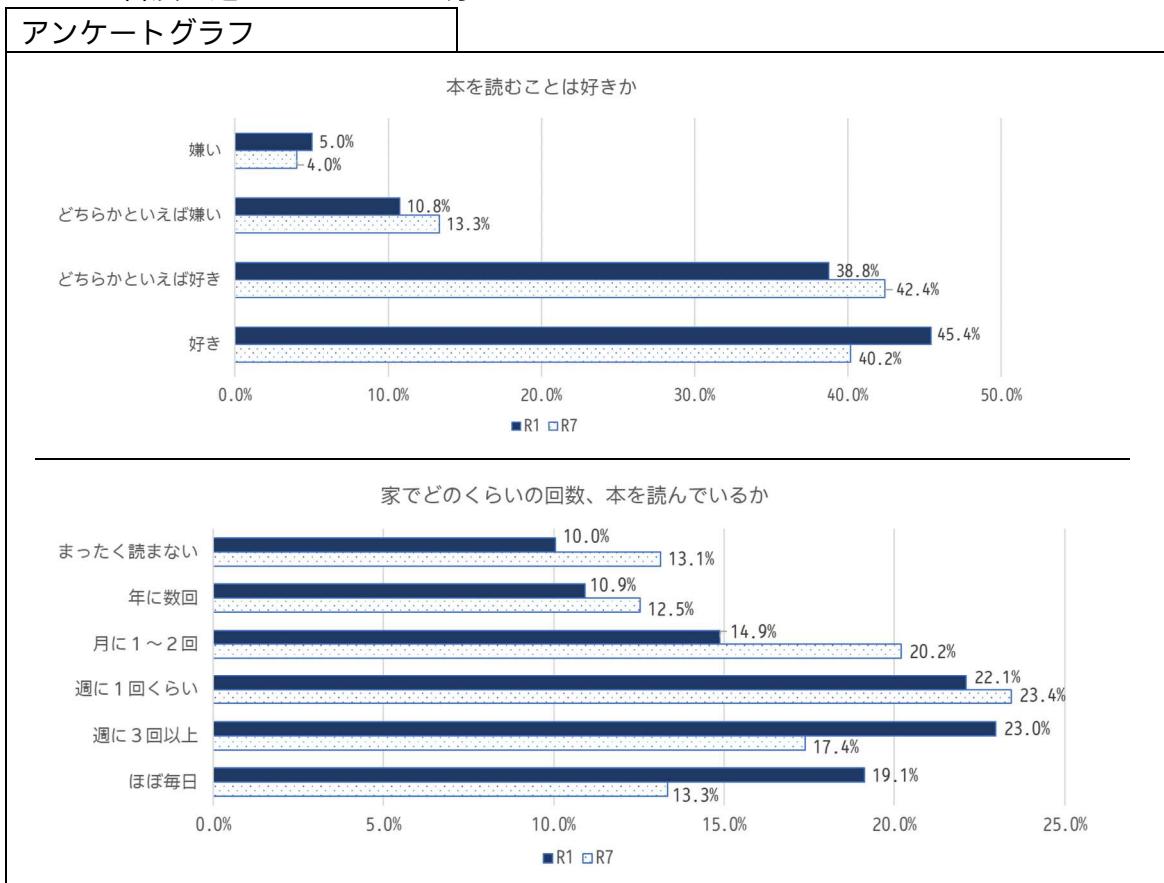
(3) アンケート調査結果1 「第五次郡山市子ども読書活動推進計画の策定に係るアンケート」(中央図書館) -前回策定時(R1)との比較-

①調査概要

- ・調査期間 2025年6月25日(水)～7月18日(金) (24日間)
- ・対象者 郡山市内の小学4～6年生・中学生1,392名と同数の保護者、小中学校78校の司書・学校図書館担当者、読み聞かせボランティア101名
- ・回答者数 921名 (回答率30.3%)

②小・中学生アンケート

アンケートでは、ほとんどの児童・生徒が家庭で読書をしており、8割以上が本を読むことが「好き」「どちらかといえば好き」と答えていますが、読書する児童生徒の中でも読む頻度は減少傾向にあります。他方で、家庭での読み聞かせの経験がある割合は増加しており、普及が進んでいることが分かります。

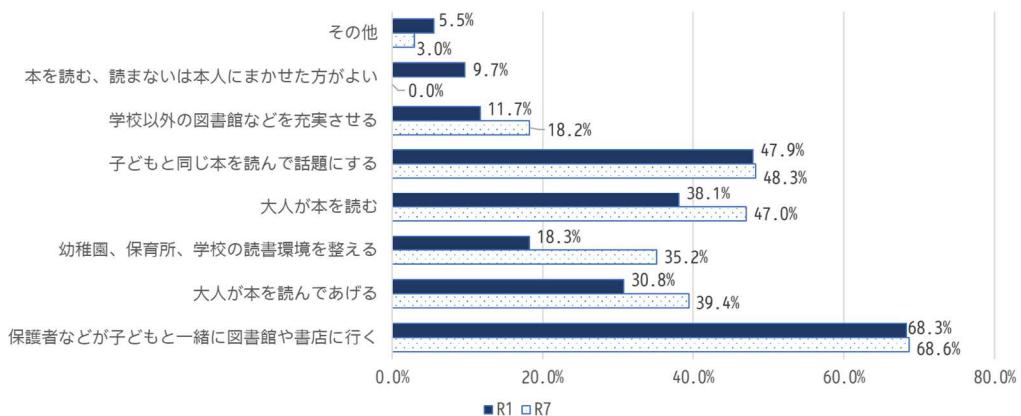


③保護者アンケート

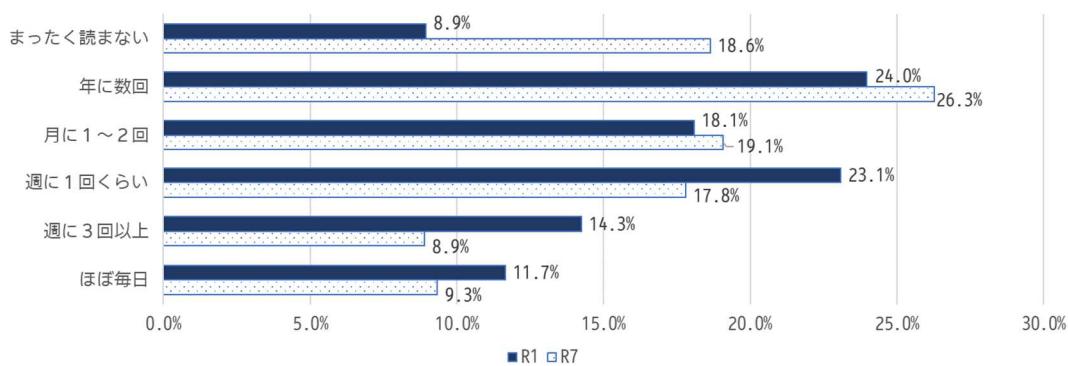
アンケートでは、子どもたちがもっと本を読むようになるのに必要なこととして、「子どもと一緒に図書館や書店に行く」、「子どもと同じ本を読んで話題にする」の順に割合が高く、子どもが読書の習慣を身に付けるためには、保護者や身近な大人の果たす役割が大きいということが認識されています。しかし、保護者が読書をする頻度は減少しており、特に「まったく読まない」不読率が増加していました。

アンケートグラフ

どうすれば子どもが本を読むようになるか



家でどのくらいの回数、本を読んでいるか



④学校図書館担当教諭アンケート

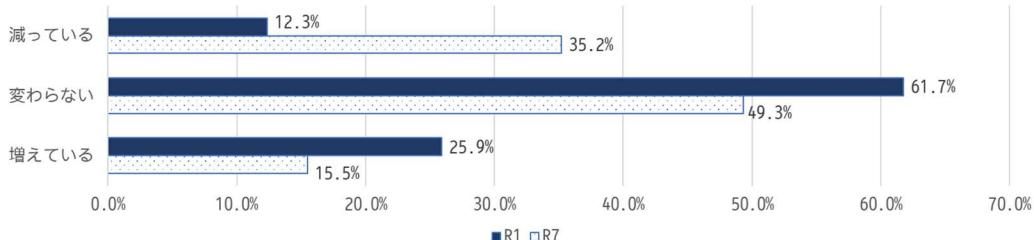
アンケートでは、ほぼすべての学校で読書の時間を設けている一方で、「5年前に比べて児童・生徒の読書時間は増えていると思いますか」という調査において、「変わらない」という回答が半数で最も多もの、「減っている」という回答が大きく増加していました。

アンケートグラフ

読書の時間を設けている学校の割合



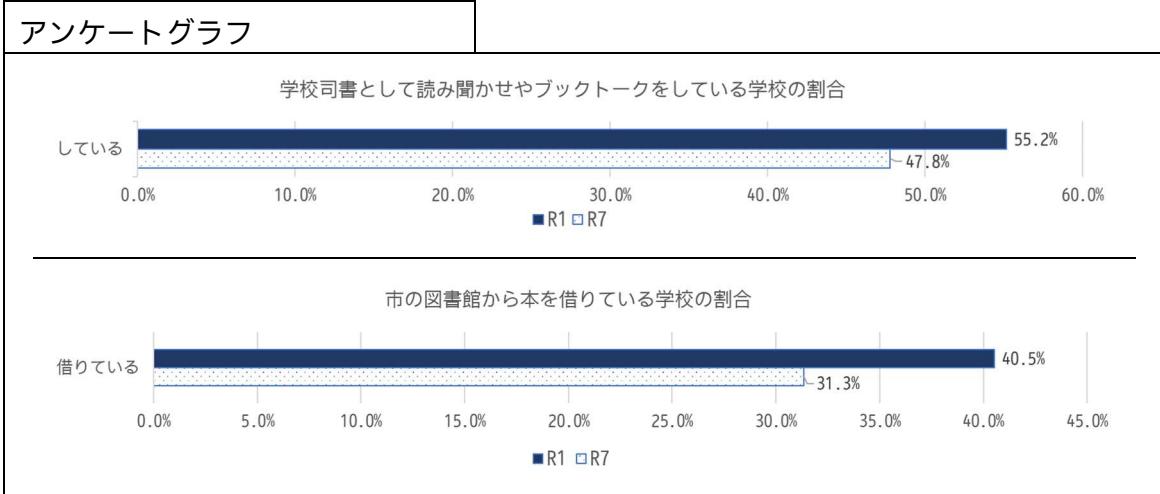
5年前に比べて、児童生徒の読書時間は増えていると思うか



⑤学校司書アンケート

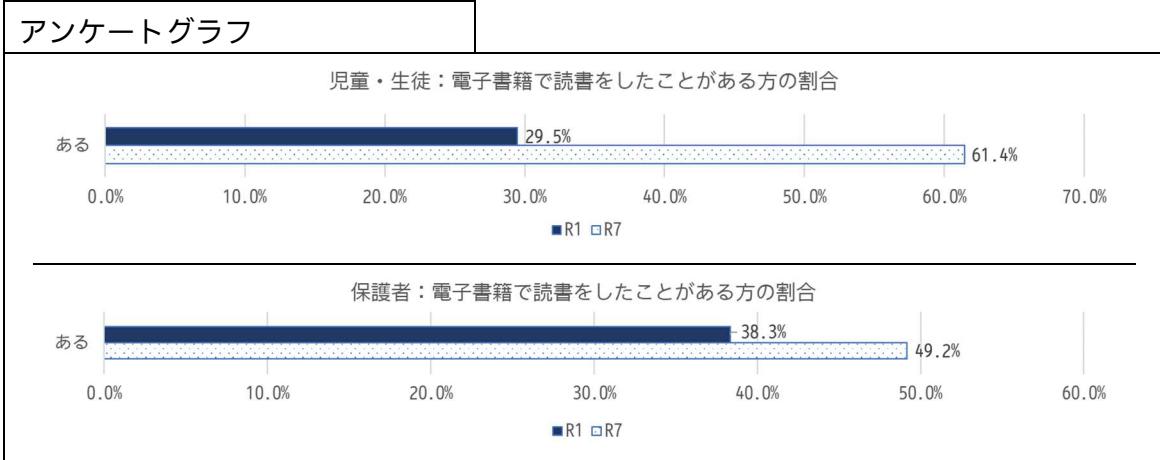
アンケートでは、「学校司書が読み聞かせやブックトークをしている」、また「学校として市の図書館から本を借りている」と回答した学校はともに減少しています。

令和5年度から学校司書の勤務体制が大きく変化しており、取り組みの継続が重要になっています。



⑥電子書籍について

児童・生徒、保護者ともに6年前に比べ電子書籍を利用したことがある人の割合が大きく増加していました。市の取り組みとして、令和5年度から市内の小中学校の児童・生徒へ電子図書館の専用IDを配付したことも大きな要因と考えられます。



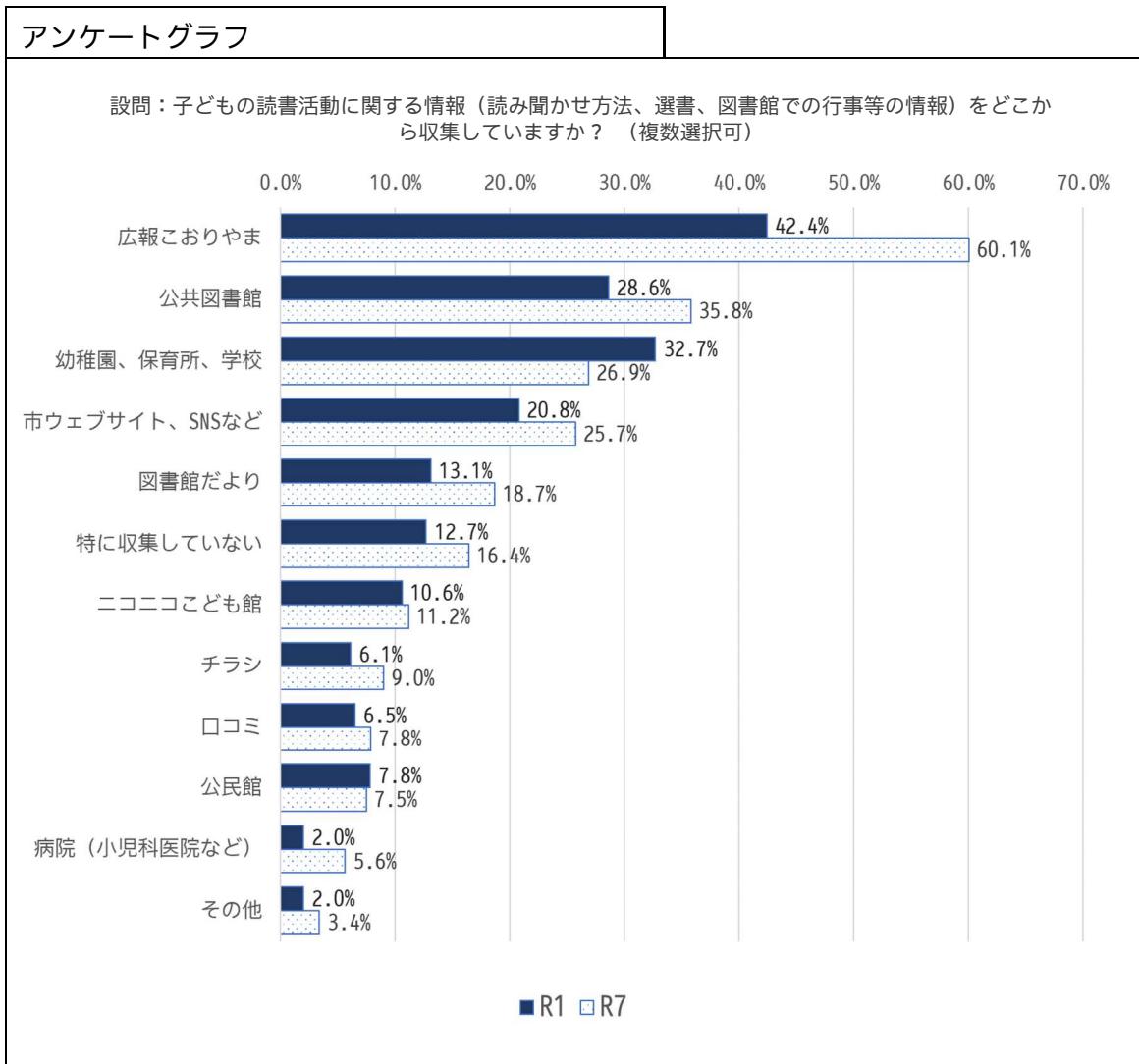
(4) アンケート調査結果2 「2025年度まちづくりネットモニター「子どもの読書について」」(広聴広報課) ー前回策定時(R1)との比較ー

①調査概要

- ・調査期間 2025年6月20日(金)～6月29日(日) (10日間)
- ・対象者 郡山市内に在住もしくは在勤在学している高校生以上 427名
- ・回答者数 385名 (回答率 90.2%)

②調査結果まとめ

アンケートでは、公共図書館で定期的に開催している「おはなし会」の認知度は高いものの、実際の参加率は多くないことから、開催日時やPR方法について工夫が必要です。また、子どもの読書活動に関する情報は「広報こおりやま」や公共図書館、学校など、紙媒体での収集率が高い傾向にあります。



4 第五次計画への方向性

前計画における取組及びアンケートを検証した結果、電子書籍を使ったことがある割合が増加した半面、全体的に本を読む頻度が減少してきていることが明らかになりました。特に保護者の不読率は大幅に増加しており、子どもとともに保護者への啓発を促進するための様々な媒体を利用した情報発信が必要です。

また、国の第五次計画においても、「不読率の低減」「多様な子どもたちの読書機会の確保」「デジタル社会に対応した読書環境の整備」「子どもの視点に立った読書活動の推進」などを基本の方針としており、全ての子どもたちが読書活動の恩恵が受けられるよう社会全体で子どもの読書活動を推進する必要があるとしております。

このような中、本市の第五次計画策定においては、子どもの読書活動を取り巻く状況は大きく変化しており、それらに十分に留意しつつ、新たに推進基盤ごとの目標を定めて既存事業の充実を図るとともに、次の項目を重点事項として取り組みます。

重点事項

1 子どもの読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実

- ・子どもの発達段階に応じた読書機会の充実
- ・アクセシブルな電子書籍と多様な子どもたちに対応した読書環境の整備

2 図書館・地域・学校における連携の推進

- ・公立図書館の利用促進体制の整備
- ・家庭・図書館・地域・学校の協力体制の確保

3 子どもの読書活動を支える人材の育成と啓発

- ・ボランティアとの協働の推進
- ・子どもの身近な保護者への啓発

第3章 第五次計画の内容

1 基本理念

全ての子どもたちの読書活動を推進し、持続可能な社会の創り手としてその資質・能力を育む

郡山市教育振興基本計画では、基本理念「ともに学び、ともに育み、未来を拓く教育の創造」の実現のため、生涯学習の分野で、「社会全体で取り組む子どもの学びや育ちの支援」「生涯学習社会を実現する学びと成長のエコシステム^{※6}の構築」を基本目標としています。

この基本計画のもと、第五次郡山市子ども読書活動推進計画は、第四次計画における課題等を踏まえ策定します。子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を育みます。また、複雑で予測困難となっている社会の変化を乗り越える力を身につけていく上で欠くことのできないものです。

さらに、読書によって自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得することで、生涯にわたる学習意欲やウェルビーイング^{※7}に繋がり、世代を超えた読書活動の推進の循環が形成されることが期待されます。

のことから、本計画では「全ての子どもたちの読書活動を推進し、持続可能な社会の創り手としてその資質・能力を育む」を基本理念とし、子どもの読書活動の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進します。

2 基本方針

基本理念の実現のため、市では「子どもの読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実」を一つ目の基本方針とし、子ども自身が読書の楽しさを知り、読書の幅を広げる機会の提供と子どもの身近に本がある環境の整備を進めます。

二つ目の基本方針を「図書館・地域・学校における連携の推進」とし、読書活動において子どもを取り巻く社会全体の連携の推進に取組みます。

三つ目の基本方針を「子どもの読書活動を支える人材の育成と啓発」とし、読書活動推進の中心となる人材を育成するとともに、読書活動の意義や重要性について広く普及啓発を図ります。

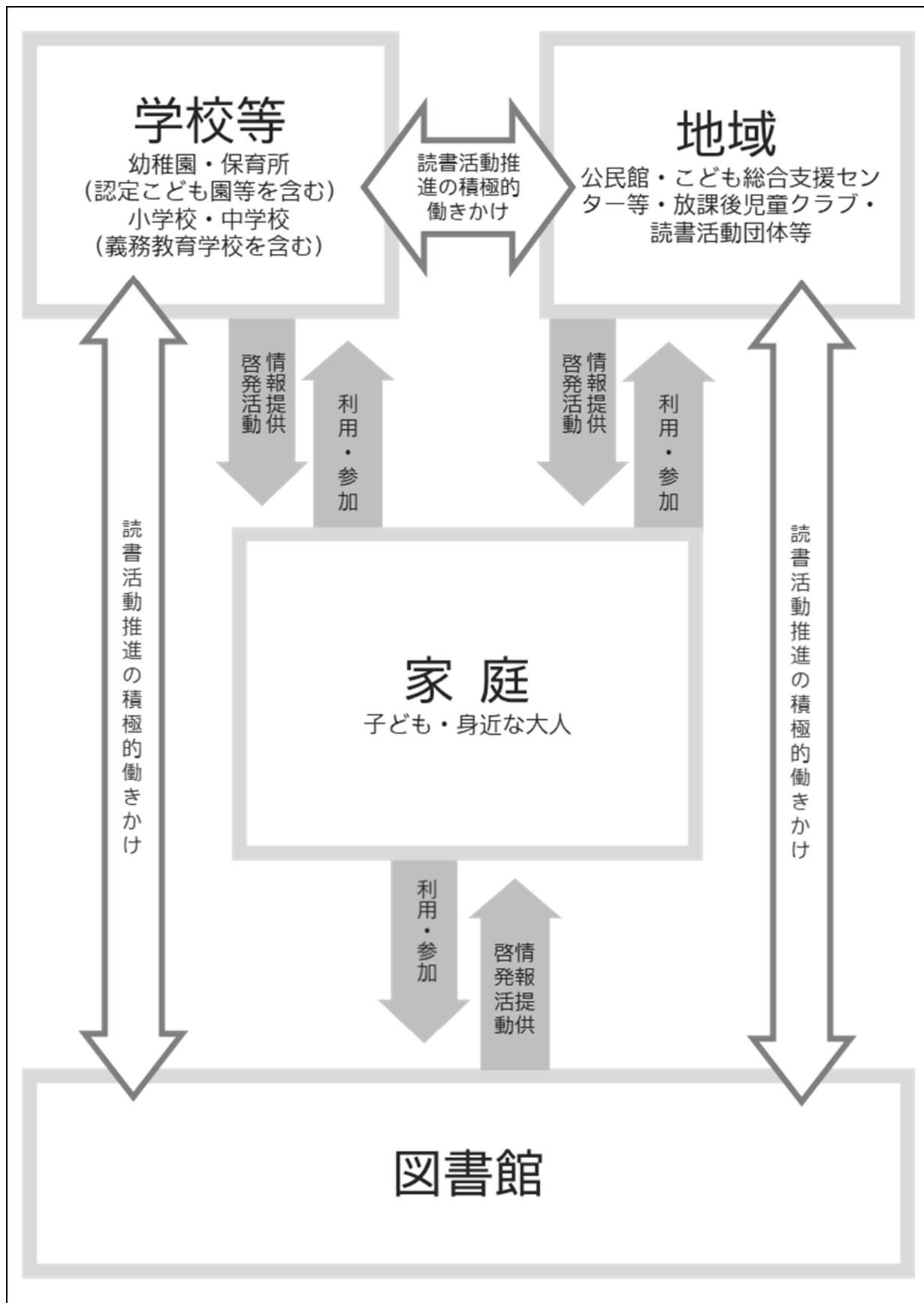
基本方針

- 1 子どもの読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実
- 2 図書館・地域・学校における連携の推進
- 3 子どもの読書活動を支える人材の育成と啓発

^{※6} エコシステム：「生態系」を意味する生物学の専門用語で、地域の団体や人材が密接に連携し、地域の生涯学習環境を形成していることを表しています。

^{※7} ウェルビーイング：身体的、精神的、社会的に良好な状態にあること。

3 読書活動推進に係る体制図



4 具体的な方針の体系

基本方針

具体的取組

推進機関

(1) 子どもの読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実

図書館

一人ひとりの要望に応える幅広い蔵書と催しで、「いつでも、どこでも、だれでも」数多くの本に触れる機会を提供します。

- ①おはなし会や読み聞かせ活動の充実 **拡充**
- ②工作等の体験教室の開催
- ③図書館体験の開催
- ④子どもと本に関する講演会等の開催
- ⑤多様な子どもたちが読書を楽しめる環境の整備 **拡充**
- ⑥映画会の開催
- ⑦対象年齢別の図書コーナーの設置
- ⑧テーマ別の図書の展示の開催
- ⑨レファレンス業務の充実
- ⑩公立図書館職員によるブックトークの実施
- ⑪公立図書館の蔵書の充実 **拡充**
- ⑫利用者がおすすめ本を掲示するコーナーの設置
- ⑬アクセシブルな電子書籍やICTを活用できる児童書の整備
- ⑭読書アルバムの活用
- ⑮中学・高校生向けの蔵書の充実

図書館

地域

各施設の特色を活かし、様々な読書体験ができる機会の充実に努めます。

- ①公民館の開館時間はいつでも利用できる開かれた公民館図書室の運営
- ②読み聞かせ、各種展示等読書行事の開催
- ③市民が本をさがしやすい書架の整理及び蔵書の充実

公民館

- ①各種展示等読書行事の開催
- ②視覚に訴える書架配列の工夫
- ③おはなし会の定期的開催
- ④いつでも読書相談ができる環境づくり

こども総合支援センター等

- ①児童書コーナーの設置
- ②施設の事業内容に即した図書・資料の展示
- ③おはなし会や読み聞かせの実施

その他の施設等

学校等

乳幼児期から青年期まで発達段階に応じた読書体験を実現し、自主的な読書習慣の確立に努めます。

- ①教育・保育における絵本、紙芝居の積極的活用
- ②園内・所内の絵本コーナーの充実
- ③おはなし会の定期的開催

幼稚園・保育所

- ①子どもの発達段階に応じた読書指導の充実
- ②教科関連ブックリストの作成
- ③教科・単元に応じた本の紹介、読み聞かせ、ブックトークなどの実施
- ④朝の読書活動の推進
- ⑤学校図書館の授業での活用
- ⑥多様な子どもたちが読書を楽しめる学校図書館の環境整備 **拡充**
- ⑦学校図書館システムのデータベース活用
- ⑧学校図書の充実とICTによる公立図書館等の活用
- ⑨学校図書館でのレファレンスサービスの提供
- ⑩学校図書館での展示・掲示物による本の紹介
- ⑪ビブリオバトルの推進
- ⑫学習指導要領に応じた図書の充実

学校

基本方針	具体的取組	推進機関
	<p>図書館 子どもの読書推進における中心的な役割を担うため、幅広い蔵書と利用促進体制を整えて、各種連携・支援を行います。</p> <p>①施設見学、職場体験等による公立図書館利用促進 ②子どもに関わる専門職員に対する各種研修会のサポート ③幼稚園、保育所、学校等への団体登録と団体貸出の促進 拡充 ④教職員向け図書館利用案内の改訂・配布 ⑤各種施設（博物館・文学館・美術館等）企画展の関連図書の展示（MLA 連携） 拡充 ⑥放課後児童クラブ、学校等への配本 ⑦読書活動団体との連携・強化 ⑧新生児がいる家庭へ向けた絵本による子育ての推進 新規 ⑨学校図書館との意見交換会の開催 新規</p>	図書館
(2) 図書館・地域・学校における連携の推進	<p>地 域 公立図書館との連携により、訪れる子どもや保護者が読書に親しむきっかけ作りに取り組みます。</p> <p>①積極的な広報活動による公民館図書室の利用促進 ②公立図書館のイベント情報等の広報 ③小学校の家庭教育学級で、保護者向けの子どもの本を選ぶための支援</p> <p>①公立図書館の広報の強化 ②育児教室等での公立図書館職員による啓発活動 新規 ③読書相談の実施</p> <p>①各施設で公共図書館の行事・展示の紹介 ②公立及び学校図書館と放課後児童クラブが協力することによる、放課後の読書活動の推進 ③「少年の主張」コンクールの実施</p> <p>学校等 学校及び公立図書館を活用し、児童生徒の興味や学習意欲に応えるよう努めます。また、ボランティア等との連携を図ります。</p> <p>①公立図書館の団体貸出の活用 新規 ②機会を設けて、良い絵本の紹介 ③公立図書館との連携による保護者向けの子どもの本を選ぶための支援</p> <p>①調べ学習など授業の中での公立図書館の活用 ②効果的な学校図書館運営のため、学校図書館担当職員同士の交流の推進 ③児童生徒や保護者の公民館図書室や学校図書館の見学 ④学校図書館だよりの発行と家庭への本の紹介 ⑤読み聞かせボランティアの活動の推進</p>	公民館 こども総合支援センター等 その他の施設等 幼稚園・保育所 学校

基本
方針

(3)
子ど
もの
読
書
活
動
を
支
え
る
人
材
の
育
成
と
啓
発

具体的取組

推進機関

図書館

読み聞かせボランティアの育成をはじめ研修会等を実施し、地域で活躍できる人材の資質向上や、保護者への啓発を行います。

- ①読み聞かせボランティア養成講座の開催
- ②学校司書対象講座の開催
- ③公立図書館職員の研修等の積極的参加
- ④保護者向けの子どもの本の選び方の支援
- ⑤こども司書養成講座の開催と公立図書館に関する意見の活用 **拡充**
- ⑥学校図書館ボランティアへの支援
- ⑦読み聞かせボランティア人材リストの作成
- ⑧対象年齢別・テーマ別等各種本の案内リストの作成・配布
- ⑨家庭 15 分間読書の普及・啓発（音読等を含む）
- ⑩子どもの利用案内の作成・配布
- ⑪市内の3歳児健診でおすすめ絵本のリストを配布 **拡充**
- ⑫公立図書館の館内やウェブサイト等での本の紹介
- ⑬子ども読書の日の普及・啓発

図書館

地 域

各種事業等を通して職員間や保護者へ情報共有・発信を行い、読書推進の意識の醸成に努めます。

- ①保護者等対象の読書活動推進講座の開催
- ②昔ばなしや民話を聞く機会の提供と情報の発信

公民館

- ①育児教室等での絵本の選び方の紹介、読み聞かせの実施

こども総合支援センター等

- ①読書推進に関する情報を積極的に収集し、職員間で共有・活用を図る

その他の施設等

学校等

教職員や保護者の読書推進への理解を促進し、学校行事や図書委員会活動を通して児童生徒の自発的な活動を支援します。

- ①読書推進に関する情報を積極的に収集し、職員間で共有・活用を図る
- ②保護者への読書に関する啓発

幼稚園・保育所

- ①学校図書館オリエンテーションの実施
- ②学校司書等の研修への積極的な参加
- ③図書委員会活動等による児童生徒の積極的な参画の推進 **拡充**
- ④読書活動との連携を図った表現活動の奨励 **拡充**

学校

(1) 子どもの読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実

家庭、地域、学校等、日常を過ごす場所において、子どもが自主的に本に親しみ、生涯にわたる読書習慣を身に付けることができるよう、子どもの発達段階に応じて読書の楽しさに触れる機会の提供と充実に努めます。

また、読書が生活の中に位置づけられ、継続して行なわれるために、身近にいる保護者が読書の果たす役割を認識し、様々な読書活動の機会を活かし、習慣化に積極的な役割を果たしていけるよう支援を行います。

①図書館の取り組み

一人ひとりの要望に応える幅広い蔵書と催しで、「いつでも、どこでも、だれでも」数多くの本に触れる機会を提供します。

公立図書館は、様々な本と出会い、読書の楽しさや学ぶ喜びを得られる場所です。子どもたちが公立図書館へ望むものは、興味や関心、発達段階によって様々です。一人ひとりの要望に応えられるように、幅広い資料の収集や魅力ある書架づくりに努め、数多くの本に触れる機会を提供します。

また、様々な催しを通して、公立図書館を身近に感じ、未知の分野の本に触れ新しい発見をし、興味の幅を広げる機会を提供します。

さらに、子どもたちが安心できる親しみやすい環境を整備するとともに、保護者に対しても、家庭内での読書環境の重要性を啓発します。

具体的取組

- ・おはなし会や読み聞かせ活動の充実
- ・工作等の体験教室の開催
- ・図書館体験の開催
- ・子どもと本に関する講演会等の開催
- ・多様な子どもたちが読書を楽しめる環境の整備
- ・映画会の開催
- ・対象年齢別の図書コーナーの設置
- ・テーマ別の図書の展示の開催
- ・レファレンス^{※8}業務の充実
- ・公立図書館職員によるブックトーク^{※9}の実施
- ・公立図書館の蔵書の充実
- ・利用者がおすすめ本を掲示するコーナーの設置
- ・アクセシブルな電子書籍や、ICTを活用できる児童書の整備
- ・読書アルバムの活用
- ・中学・高校生向けの蔵書の充実

^{※8} レファレンス：利用者の調査研究に対する援助と参考質問に対する回答を行うもの。子どもの場合、学習課題の解決と趣味についての相談が多い。

^{※9} ブックトーク：本の内容について簡潔に語ることにより、その本の面白さを伝え、聞き手にその本を読んでみたいという気持ちを起こさせるようにすること。

指標（数値目標）

項目	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	説明
公立図書館のおはなし会参加人数	1,944人	2,000人	おはなし会への参加を促進する。
公立図書館の貸出人数（18歳以下）	61,140人	65,000人	公立図書館の子どもへの貸出数増加に努める。



【中央図書館緑ヶ丘分館でのおはなし会】



【中央図書館の赤ちゃん絵本コーナー】



【中央図書館のバリアフリーコーナー】



【ビブリオバトル体験】

②地域の取り組み

各施設の特色を活かし、様々な読書体験ができる機会の充実に努めます。

ア 公民館

公民館は、市民が交流し、学習・文化・芸術活動に参加しながら地域の豊かな文化生活を推進する学びの場であり、図書室も設置されています。市内各所にある公民館図書室において、公立図書館と連携をとりながら「いつでも、どこでも、だれでも」を基本とする充実した読書活動の支援に努めます。

具体的取組

- ・公民館の開館時間はいつでも利用できる開かれた公民館図書室の運営
- ・読み聞かせ、各種展示等読書行事の開催
- ・市民が本をさがしやすい書架の整理及び蔵書の充実



【公民館図書室】



【公民館図書室で読書する子どもたち】

イ こども総合支援センター等

赤ちゃんから学齢期の子どもまでが集う子ども総合支援センターや地域子育て支援センターは、子どもと保護者の両方に働きかけができる施設です。年齢に合った良い本を揃え、公立図書館等と連携を図りながら読書環境の整備・充実に努めます。また、子どもの成長に応じた読書体験ができるように相談に応じます。

具体的取組

- ・各種展示等読書行事の開催
- ・視覚に訴える書架配列の工夫
- ・おはなし会の定期的開催
- ・いつでも読書相談ができる環境づくり



【こども総合支援センターのおはなし会】



【こども総合支援センター図書室】

ウ その他の施設等

児童センター、放課後児童クラブ、読書活動ボランティア、NPO 等、子どもや保護者が多く集まる施設等においては、各施設等の特色をいかし、様々な読書活動を体験できる機会の充実に努めます。

具体的取組

- ・児童書コーナーの設置
- ・施設の事業内容に即した図書・資料の展示
- ・おはなし会や読み聞かせの実施

③学校等の取り組み

乳幼児期から青年期まで発達段階に応じた読書体験を実現し、自主的な読書習慣の確立に努めます。

ア 幼稚園・保育所

生涯にわたって読書を楽しむ習慣を形成するためには、乳幼児期からの読書活動が重要です。就学前の子どもたちが、安心して絵本や物語に出会える環境を整備し、読書指導の充実に努めます。

幼稚園、保育所においては、子どもたちが発達段階に応じて本に親しむ機会を多くし、読み聞かせ等の豊かな読書体験の実現に努めます。

具体的取組

- ・教育・保育における絵本、紙芝居の積極的活用
- ・園内、所内の絵本コーナーの充実
- ・おはなし会の定期的開催



【田村保育所 絵本の活用】



【田村保育所 自由に本を読む】

イ 学校

学校における読書活動は、子どもたちに読書の楽しさを知ってもらうとともに、豊かな心を育むための重要な活動です。

学校図書館を中心に様々な分野の良書に触れる機会を増やし、読書活動を積極的に行うことにより、自主的な読書習慣の確立を目指します。

そのために、読書推進における司書教諭とその他の教諭、学校司書などの役割分担を明確にした上で、学校内の協力体制を整えるとともに、各学年の発達段階に応じた学校図書館の利用を進めます。

具体的取組

- ・子どもの発達段階に応じた読書指導の充実
- ・教科関連ブックリストの作成
- ・教科・単元に応じた本の紹介、読み聞かせ、ブックトークなどの実施
- ・朝の読書活動の推進
- ・学校図書館の授業での活用
- ・多様な子どもたちが読書を楽しめる学校図書館の環境整備
- ・学校図書館システムのデータベース活用
- ・学校図書の充実とICTによる公立図書館等の活用
- ・学校図書館でのレファレンスサービスの提供
- ・学校図書館での展示・掲示物による本の紹介
- ・ビブリオバトル^{※10}の推進
- ・学習指導要領に応じた図書の充実

※10 ビブリオバトル：誰でも開催できる本の紹介コミュニケーションゲーム。知的書評合戦ともいわれている。

(2) 図書館・地域・学校における連携の推進

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、「図書館・地域・学校」を通じた社会全体で取り組むことが重要であり、図書館、地域、学校がそれぞれの役割を果たし、民間団体とも緊密に連携し、相互に協力を図ることが必要です。

また、こおりやま広域連携中枢都市圏図書館相互利用事業^{*11}により、各市町村と連携を図ります。

①図書館の取り組み

子どもの読書推進における中心的な役割を担うため、幅広い蔵書と利用促進体制を整えて、各種連携・支援を行います。

公立図書館では地域における子どもの読書推進の中心的な役割を担うため、様々な発達段階にあわせた幅広い蔵書を整備するとともに、利用促進体制を整えます。

家庭や各種団体、関係機関等へ情報を提供し、それぞれの立場で子どもが読書に親しむ機会を提供できるよう、連携・支援を行います。

具体的取組

- ・施設見学、職場体験等による公立図書館利用促進
- ・子どもに関わる専門職員に対する各種研修会のサポート
- ・幼稚園、保育所、学校等への団体登録と団体貸出の促進
- ・教職員向け図書館利用案内の改訂・配布
- ・各種施設（博物館・文学館・美術館等）企画展の関連図書の展示（MLA 連携^{*12}）
- ・放課後児童クラブ、学校等への配本
- ・読書活動団体との連携・強化
- ・新生児がいる家庭へ向けた絵本による子育ての推進
- ・学校図書館との意見交換会の開催

指標（数値目標）

項目	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	説明
学校等への団体貸出回数	921回	1,000回	学校、幼稚園、保育所、児童クラブ等の団体利用を促進する。

*11 こおりやま広域連携中枢都市圏図書館相互利用事業：郡山市をはじめとする圏域内の住民が、圏域内の公立図書館で図書等貸出サービスの利用が可能となる事業の取組。

*12 MLA 連携：Museum（博物館・美術館）、Library（図書館）、Archives（文書館）の連携を指す。

②地域の取り組み

公立図書館との連携により、訪れる子どもや保護者が読書に親しむきっかけ作りに取り組みます。

ア 公民館

公立図書館と連携し、市民にとって最も身近な施設である公民館図書室の利用を活性化することにより、子どもが読書に親しむきっかけとなるよう努めます。

具体的取組

- ・積極的な広報活動による公民館図書室の利用促進
- ・公立図書館のイベント情報等の広報
- ・小学校の家庭教育学級で、保護者向けの子どもの本を選ぶための支援

イ こども総合支援センター等

公立図書館と連携し、情報提供や本が選びやすい書架配列の工夫、読書相談を実施します。

具体的取組

- ・公立図書館の広報の強化
- ・育児教室等での公立図書館職員による啓発活動
- ・読書相談の実施



【ハローベビー育児クラス】

ウ その他の施設等

児童センター、放課後児童クラブ等、子どもや保護者が多く集まる施設では、各施設等において公立図書館、学校図書館等と連携を図り、おはなし会などを行うことにより、訪れる子どもたちが図書に親しむきっかけになるよう努めます。

また、地域と連携し、児童・生徒が日頃考え、感じていることを大勢の人に理解してもらう機会を提供することにより、国語力の向上と表現力の充実を図ります。

具体的取組

- ・各施設で公立図書館の行事・展示の紹介
- ・公立及び学校図書館と放課後児童クラブが協力することによる、放課後の読書活動の推進
- ・「少年の主張」コンクールの実施



【少年の主張コンクール】

③学校等の取り組み

学校及び公立図書館等を活用し、児童生徒の興味や学習意欲に応えるよう努めます。また、ボランティア等との連携を図ります。

ア 幼稚園・保育所

幼稚園・保育所は公立図書館と連携を図り、団体貸出の活用などで提供する図書や図書コーナーの充実を図ります。また、保護者や子どもが見学をする機会を設けるなど、家庭に子どもの本についての情報を伝えるよう努めます。

具体的取組

- ・公立図書館の団体貸出の活用
- ・機会を設けて、良い絵本の紹介
- ・公立図書館との連携による保護者向けの子どもの本を選ぶための支援

イ 学校

学校が家庭・地域と連携して地域ぐるみで子どもの読書活動を推進していくため、各教科等の学習時間や特別活動において学校図書館や公立図書館等を活用することにより、児童や生徒の興味や学習意欲に応えるよう努めます。

また、学校司書同士の交流を図ることにより、学校図書館のより一層効果的な運営につながるよう努めます。

具体的取組

- ・調べ学習など授業の中での公立図書館の活用
- ・効果的な学校図書館運営のため、学校図書館担当職員同士の交流の推進
- ・児童生徒や保護者の公民館図書室や学校図書館の見学
- ・学校図書館だよりの発行と家庭への本の紹介
- ・読み聞かせボランティアの活動の推進

指標（数値目標）

項目	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)	説明
公立図書館を団体利用する小・中学校の割合	小 98.0% 中 85.1%	小 100% 中 100%	小・中学校の公立図書館の利用促進を図る。

(3) 子どもの読書活動を支える人材の育成と啓発

子どもの読書に親しむ機会の提供と環境の整備や社会全体で子どもの読書活動を推進するためには、活動の中心となる人材を育て、その能力を充分にいかせる環境を整えることが必要です。そのため、地域、公立図書館、学校など、子どもたちと関わりを持ち読書活動を支える人の資質の向上を目指します。

子どもの読書活動を推進するためには、保護者など、子どもにとって身近な大人が理解と関心を持つことが重要です。そのため、読書の意義や楽しさについて、様々な機会に啓発活動を行います。

①図書館の取り組み

読み聞かせボランティアの育成をはじめ研修会等を実施し、地域で活躍できる人材の資質向上や、保護者への啓発を行います。

公立図書館では、地域や学校で活躍できる読み聞かせボランティアを養成するとともに、公立図書館職員の研修への積極的な参加や学校司書等の読書についての研修会を実施し、読書に関する資質の向上に努めます。

また、読書週間など様々な機会を捉えて読書に関する情報を提供します。

具体的取組

- ・読み聞かせボランティア養成講座の開催
- ・学校司書対象講座の開催
- ・公立図書館職員の研修等の積極的参加
- ・保護者向けの子どもの本の選び方の支援
- ・こども司書養成講座の開催と公立図書館に関する意見の活用
- ・学校図書館ボランティアへの支援
- ・読み聞かせボランティア人材リストの作成
- ・対象年齢別・テーマ別等各種本の案内リストの作成・配布
- ・家庭 15 分間読書^{※13}の普及・啓発（音読等を含む）
- ・子どもの利用案内の作成・配布
- ・市内の3歳児健診でおすすめ絵本のリストを配布
- ・公立図書館の館内やウェブサイト等での本の紹介
- ・子ども読書の日^{※14}の普及・啓発

^{※13} 家庭 15 分間読書：家庭における読書推進の施策として、本市において第一次計画から提唱・啓発している取組であり、一日 15 分間家庭で読書することを意味する。

^{※14} 子ども読書の日：子どもの読書活動についての関心と理解を深め、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めることを目的に「子どもの読書活動の推進に関する法律」により毎年4月23日を子ども読書の日とした。



【読み聞かせボランティア養成講座】



【学校司書対象講座】



【各種本の案内リスト】



【こども司書養成講座】

指標（数値目標）

項目	現況値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)	説明
読み聞かせボランティアの登録人数	101人	120人	読み聞かせボランティア養成講座を開催し登録を図る。
家庭での読み聞かせの実施率（小・中学生）※アンケート調査結果より	86.4%	90.0%	読み聞かせの時間づくりに努める。

②地域の取り組み

各種事業等を通して職員間や保護者へ情報共有・発信を行い、読書推進の意識の醸成に努めます。

ア 公民館

公民館では、講座等の事業を通して、保護者などに対し読書の重要性を啓発するとともに、昔ばなしや民話を聞く機会の提供や情報発信を行なうなど、地域の生涯学習の向上と読書推進の意識の醸成に努めます。

具体的取組

- ・保護者等対象の読書活動推進講座の開催
- ・昔ばなしや民話を聞く機会の提供と情報の発信

イ こども総合支援センター等

読書は子どもの健やかな成長を促す有効な方法であることを保護者に知ってもらうために公立図書館司書や学校司書、保育士、保健師等と協力して意識向上に努めます。

具体的取組

- ・育児教室等での絵本の選び方の紹介、読み聞かせの実施

ウ その他の施設等

児童センター、放課後児童クラブ等、子どもや保護者が多く集まる施設等で働く職員や読書活動団体のメンバーに、子どもと読書に関する意識啓発を図り、子どもの読書活動を支える人材の育成に努めます。

具体的取組

- ・読書推進に関する情報を積極的に収集し、職員間で共有・活用を図る

③学校等の取り組み

教職員や保護者の読書推進への理解を促進し、学校行事や図書委員会活動を通して児童生徒の自発的な活動を支援します。

ア 幼稚園・保育所

幼稚園・保育所では、読書活動推進に関する情報を収集し、職員の資質向上に努めます。

また、保護者へ読書の重要性を啓発する機会を設けることにより、家庭での読み聞かせや読書など、保護者が乳幼児期の読書と一緒に楽しめるように意識の醸成を図ります。

具体的取組

- ・読書推進に関する情報を積極的に収集し、職員間で共有・活用を図る。
- ・保護者への読書に関する啓発

イ 学校

学校図書館の活性化を図るために、教職員が学校図書館に対する理解を深めるとともに、授業における活発な活用を図ります。

また、学校行事や図書委員会活動等を通した児童生徒の自発的な参画の機会を創出し、子どもたち自身による読書推進活動を支援します。

具体的取組

- ・学校図書館オリエンテーションの実施
- ・学校司書等の研修への積極的な参加
- ・図書委員会活動等による児童生徒の積極的な参画の推進
- ・読書活動との連携を図った表現活動の奨励



【学校図書館オリエンテーション】



【学校でのブックトーク】

資料

第五次郡山市子ども読書活動推進計画策定に関するアンケート調査

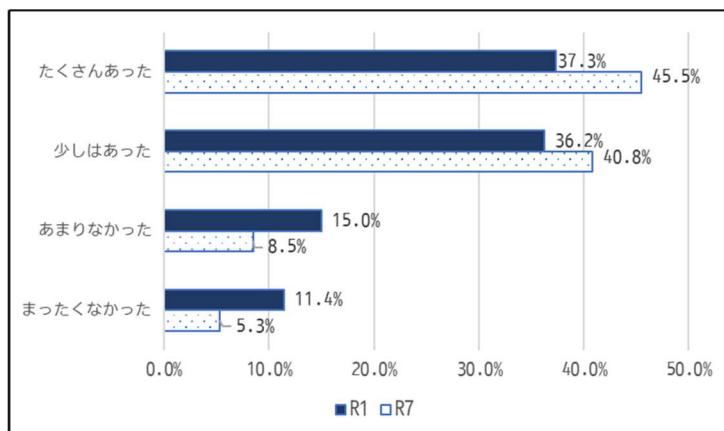
「第五次郡山市子ども読書活動推進計画の策定に係るアンケート」(中央図書館)

調査期間：2025年6月25日(水)～7月18日(金) (24日間)

対象者：郡山市内の小学4～6年生・中学生 1,392名と同数の保護者、小中学校 78校の司書・学校図書館担当者、読み聞かせボランティア 101名

回答者数：921名 (回答率 30.3%)

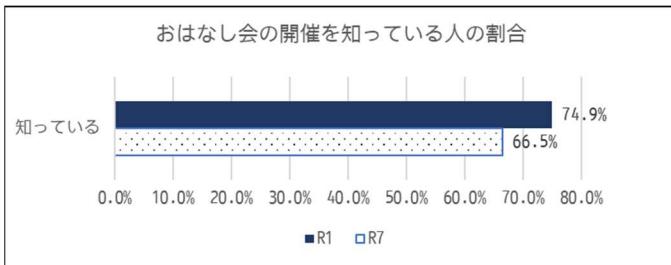
○あなたは、子どものとき、家族から本を読んでもらったり、昔話を聞いたりしたことはありますか？(絵本を含む) 【小中学生】



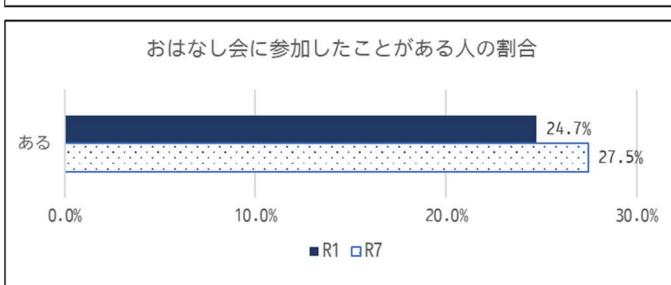
「たくさんあった」が 45.5% で 8.2 ポイント増加、「少しはあった」が 40.8% で 4.6 ポイント増加しており、前回に比べ家庭での読み聞かせが普及している。

○郡山市図書館で定期的に子ども向けの「おはなし会」を開催していることを知っていますか？

「知っている」を選んだ方は、おはなし会に参加したことがありますか？【保護者】

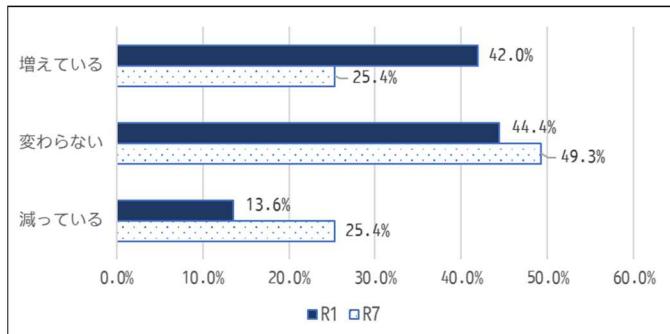


おはなし会の開催を「知っている」方が 66.5% で前回から 8.4 ポイント減少していたが、「知っている」方のうち、おはなし会に参加したことが「ある」と回答した方は 27.5% で 2.8 ポイント増加している。



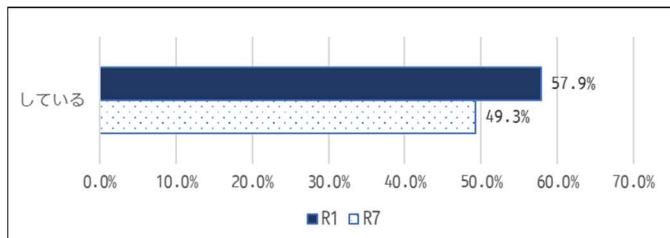
普段図書館に来館しない方に向けた情報提供などに工夫が必要である。

○5年位前に比べて、児童・生徒の学校図書館利用者は増えていますか？【学校図書館担当教諭】



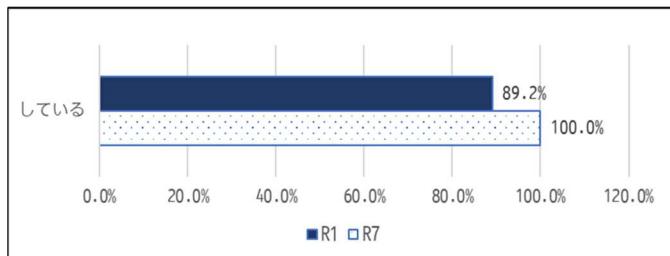
「増えている」が16.6ポイント減少し、「減っている」が11.8ポイント、「変わらない」が4.9ポイント増加しており、前回に比べ学校図書館の利用者が減少していると感じている方が多くみられた。

○おはなしボランティアが読み聞かせやブックトークを行っていますか？【学校司書】



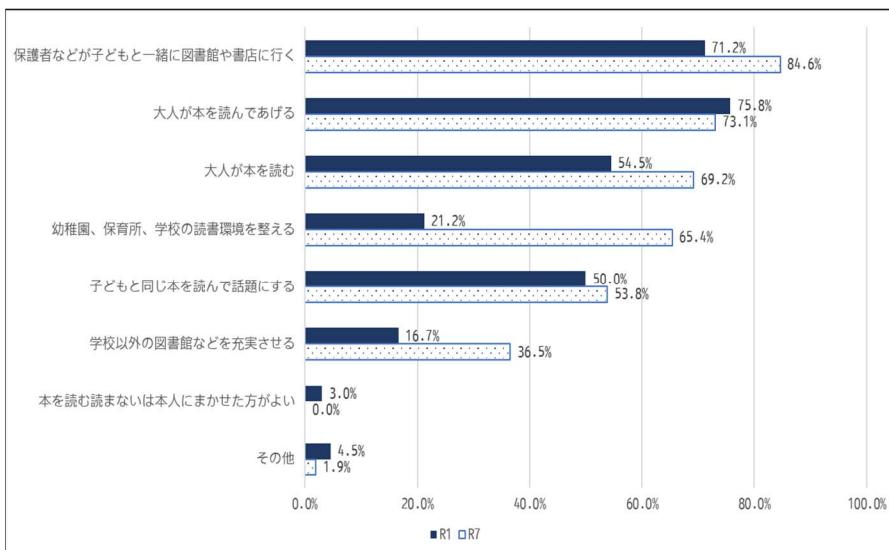
行っている学校が49.3%で、前回から8.6ポイント減少しており、以前に比べて学校図書館でのおはなしボランティアの活動が減少していることがわかった。

○学校図書館だより等を発行していますか？【学校司書】



発行している学校は、前回から10.8ポイント増加し、回答した全ての学校で学校図書館だよりを発行している。子どもの読書への関心を高めるために各学校で工夫していることがわかった。

○どうすれば子ども達がもっと本を読むようになると思いますか？(複数回答可)【ボランティア】



「保護者などが子どもと一緒に図書館等に行く」が84.6%、「大人が本を読んであげる」が73.1%、「大人が本を読む」が69.2%と上位を占めており、大人の行動が子どもの読書意欲へ影響を与えると考えている方が多いことが分かった。

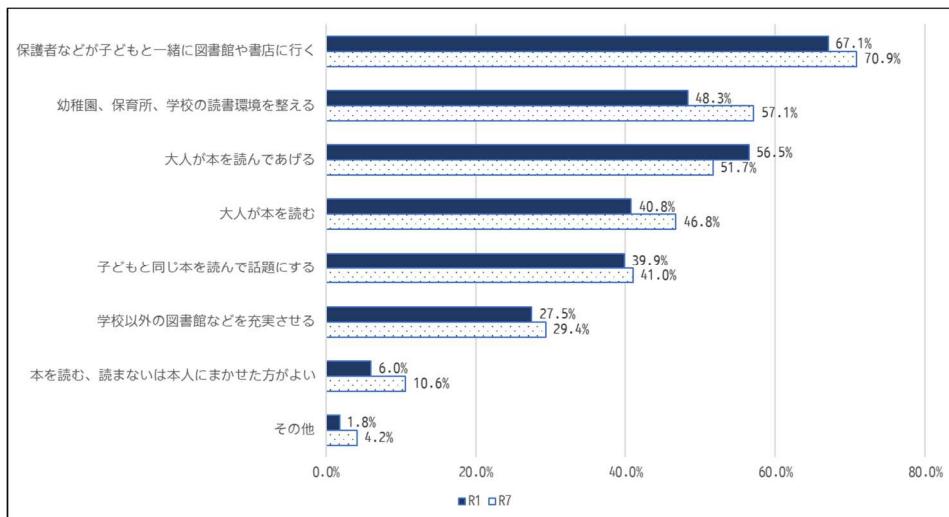
「2025年度まちづくりネットモニター「子どもの読書について」」(広聴広報課)

調査期間：2025年6月20日(金)～6月29日(日) (10日間)

対象者：郡山市内に在住もしくは在勤在学している高校生以上 427名

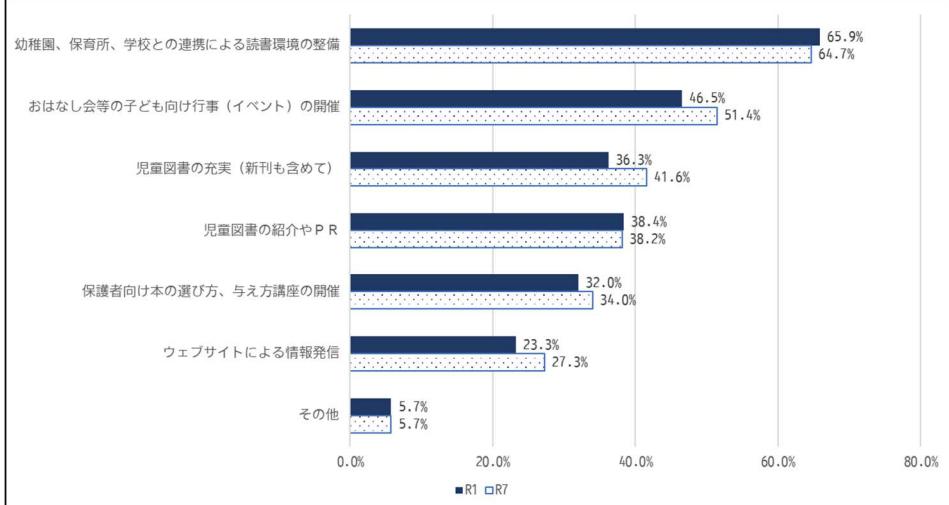
回答者数：385名 (回答率 90.2%)

○どうすれば子どもたちがもっと本を読むようになると思いますか？(複数回答可)



「保護者などが子どもと一緒に図書館等に行く」が 70.9%、「幼稚園、保育所、学校の読書環境の整備」が 57.1%と上位2つはいずれも前回から増加している。また、「大人が本を読む」も6ポイント増加し、小さい頃の周囲の環境整備が重要と考えている方が多かった。

○子どもの読書活動を推進するために郡山市図書館は何をすべきだと思いますか？(複数回答可)



「幼稚園、学校等との連携による読書環境の整備」が 64.7%で一番多く、次に「おはなし会等の子ども向け行事の開催」が 51.4%だった。図書館と学校等との連携による読書環境の整備を重要と考えている方が多いことがわかった。

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成 13 年 12 月 12 日公布)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）

（令和元年6月28日公布）

目次

- 第一章 総則（第一条—第六条）
- 第二章 基本計画等（第七条・第八条）
- 第三章 基本的施策（第九条—第十七条）
- 第四章 協議の場等（第十八条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化（文字・活字文化振興法（平成十七年法律第九十一号）第二条に規定する文字・活字文化をいう。）の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。）について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

- 2 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。
- 3 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十一第二項及び第十二条第二項において同じ。）であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

（基本理念）

第三条 視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- 一 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先端的な技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。
- 二 視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。）の量的拡充及び質の向上が図られること。

三 視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(財政上の措置等)

第六条 政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本計画等

(基本計画)

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（以下この章において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 三 前二号に掲げるもののほか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(地方公共団体の計画)

第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

第三章 基本的施策

(視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等)

第九条 国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館並びに学校図書館（以下「公立図書館等」という。）並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提供その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することができるようするための取組の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(インターネットを利用したサービスの提供体制の強化)

第十条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようするため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

一 点字図書館等から著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第二項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「特定電子書籍等」という。）であってインターネットにより送信することができるもの及び当該点字図書館等の有する視覚障害者等が利用しやすい書籍等に関する情報の提供を受け、これらをインターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援

二 視覚障害者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提供についての国立国会図書館、前号のネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

(特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、著作権法第三十七条第一項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍（以下「特定書籍」という。）及び特定電子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行う者（次条及び第十八条において「出版者」という。）からの特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等)

第十二条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る電磁的記録の

提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備)

第十三条 国は、視覚障害者等が、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の枠組みに基づき、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等であってインターネットにより送信することができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、その入手に関する相談体制の整備その他のその入手のための環境の整備について必要な施策を講ずるものとする。

(端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援)

第十四条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

(情報通信技術の習得支援)

第十五条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに当たって必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講習会及び巡回指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(研究開発の推進等)

第十六条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十七条 国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 協議の場等

第十八条 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、国立国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第十条第一号のネットワークを運営する者、特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

郡山市子ども読書活動推進計画策定のためのワーキンググループ開催要綱

平成31年4月26日制定

令和7年5月20日一部改正

(目的)

第1条 郡山市子ども読書活動推進計画(以下「推進計画」という。)の策定に必要な事項について、調査、研究を行うため、郡山市子ども読書活動推進計画策定のためのワーキンググループ(以下「ワーキンググループ」という。)を設置する。

(業務)

第2条 ワーキンググループは、次に掲げる事項を所掌する。

(1)郡山市子ども読書活動推進計画の策定に関すること。

(2)その他子どもの読書活動を推進するために必要な事項に関すること。

(事務局)

第3条 ワーキンググループの事務局は、中央図書館に置き、事務局長は中央図書館長とする。

(構成)

第4条 ワーキンググループの構成員は、別表に掲げる課等又は事務局長が別に指定する課等の所属長が推薦するものをもって組織し、中央図書館副館長が座長となる。

(会議)

第5条 ワーキンググループの会議は事務局が召集する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、ワーキンググループの開催に関する必要な事項は事務局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月20日から施行する。

別表 (第4条関係)

部局	課等名
保健福祉部	障がい福祉課
こども部	こども総務企画課
	子育て給付課
	こども家庭課
	保育課
教育委員会教育総務部	総務課
	生涯学習課
	中央図書館

教育委員会学校教育部	学校教育推進課
	教育研修センター

第五次郡山市子ども読書活動推進計画検討経過

年月日	経過
令和7年6月20日～6月29日	2025年度まちづくりネットモニター「子どもの読書について」アンケート調査実施
6月25日～7月18日	第五次子ども読書活動推進計画の策定に関するアンケート調査実施（対象者：小中学生とその保護者、小中学校司書、学校図書館教諭、読み聞かせボランティア）
7月10日	第1回図書館協議会（概要説明）
9月16日	第1回郡山市子ども読書活動推進計画策定のためのワーキンググループ会議（概要説明）※書面開催
10月16日	第2回図書館協議会（素案審議）
10月28日	第2回郡山市子ども読書活動推進計画策定のためのワーキンググループ会議（素案審議）※書面開催
12月18日	第3回図書館協議会（計画案審議）
12月19日	第3回郡山市子ども読書活動推進計画策定のためのワーキンググループ会議（計画案審議）※書面開催
令和8年2月3日～3月4日	パブリックコメント実施
3月	第4回図書館協議会（最終案審議）
3月	第4回郡山市子ども読書活動推進計画策定のためのワーキンググループ会議（最終案審議）※書面開催
3月	教育委員会3月定例会

郡山市図書館協議会委員名簿

	氏名	役職等
議長	菊池 信太郎	認定 NPO 法人郡山ペップ子育てネットワーク理事長 医療法人仁寿会菊池医院医院長
副議長	赤沼 順子	郡山ザベリオ幼稚園園長
委員	安齋 健一	郡山市立安積第二中学校校長
委員	石田 陽子	おはなしグループ「おはなしたまご」会員
委員	サンジェイ・パリーク	日本大学工学部教授
委員	杉本 ゆか	郡山女子大学短期大学部地域創成学科講師
委員	鈴木 英夫	郡山商工会議所中小企業相談所所長
委員	鈴木 祐介	福島民友新聞社郡山総支社報道部長
委員	中畠 由子	子ども文庫連絡協議会会員 郡山・子どもの本をひろめる会会員
委員	新田 聖子	公募委員
委員	芳賀 チエ子	郡山市婦人団体協議会会計
委員	藤田 久実子	サクソフォン奏者 郡山女子大学附属高等学校音楽科非常勤講師
委員	古河 志津子	福島県立聴覚支援学校特別支援教育アドバイザー
委員	吉田 果南	郡山女子大学短期大学部地域創成学科
委員	渡部 由美子	郡山市立東芳小学校校長 郡山市学校図書館協議会会長

(50 音順・敬称略)

第五次郡山市子ども読書活動推進計画

発行 郡山市教育委員会

編集 郡山市中央図書館

〒963-8876

郡山市麓山一丁目5番25号

電話 024-923-6601

発行日 令和8年 月



郡山市図書館